

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第88号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 雜則（第31条）</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(結果の公表)</p> <p>第7条 知事 <u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された企画部の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された統計課の長。以下同じ。）</u>は、前条の調査票に基づき</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 水産業経営調査（第31条～第37条）</u></p> <p><u>第7章 雜則（第38条）</u></p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 この規則において「水産業経営調査」とは、内水面漁業又は内水面養殖業の経営の実態を把握し、県民所得を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。</u></p> <p>(結果の公表)</p> <p>第7条 知事は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。</p>

市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(調査の方法)

第20条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。ただし、調査の効率化等に資すると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信する方法で行う。

(調査の方法)

第27条 企業経営者見通し調査は、調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信するとともに、質問する方法で行う。

(調査の方法)

第20条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。ただし、この方法で行うことが困難であると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付し、回収する方法で行う。

(調査の方法)

第27条 企業経営者見通し調査は、知事が調査票を調査事業所に郵便等により送付し、回収するとともに、質問する方法で行う。

第6章 水産業経営調査

(調査の期日)

第31条 水産業経営調査は、毎年12月31日現在において行う。

(調査の対象)

第32条 水産業経営調査は、内水面漁業を営む者が組織する漁業協同組合及び内水面養殖業を営む者（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。

(調査事項)

第33条 水産業経営調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 組合員数又は従業者数
- (3) 年間総漁獲高
- (4) 年間総販売量及び販売金額
- (5) 年間総費用
- (6) 年間設備投資額

(調査の方法)

第34条 水産業経営調査は、知事が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。

(申告の義務)

第35条 調査事業所の事業主は、前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えるべきなければならない。

2 調査事業所の事業主が不在その他やむを得ない事由により前項の行為を行うことができないときは、当該調査事業所の従業員が事業主に代わってこれを行わなければならない。

(結果の公表)

第36条 知事は、第34条の調査票に基づき県民所得を推計し、毎年、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第37条 この規則に定めるもののほか、水産業経営調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第6章 雜則

(職務に関する証票の様式)

第31条 略

様式第1号（第19条関係）

表面

第 号	
鳥取県鉱工業生産動態調査調査員証	
氏名	写 真
上記の者は、鳥取県鉱工業生産動態調査調査員であることを証明する。	
任命期間 年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日	鳥取県知事 印

裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）	
第3条 知事は調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。	
第7条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項についてはこれを他に漏らし又は窃用してはならない。	
第8条 調査のために集められた調査票を、統計上の目的以外	

第7章 雜則

(職務に関する証票の様式)

第38条 略

様式第1号（第19条関係）

表面

第 号	
統計調査員証	
統計調査名 鳥取県鉱工業生産動態調査	
任用期間 年 月 日から 年 月 日まで	
住所 氏名	
生年月日 年 月 日	
年 月 日	鳥取県知事 印

裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）	
第3条 知事は調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。	
第7条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項についてはこれを他に漏らし又は窃用してはならない。	
第8条 調査のために集められた調査票を、統計上の目的以外	

にこれを使用し又は使用させてはならない。

(照会及び連絡先)

様式第2号（第31条関係）

表面

第 号	○○調査調査員証	□
氏名	写 真	
上記の者は、○○調査調査員であること を証明する。		
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
鳥取県知事		印

裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）

第6条 調査に従事する地方公共団体の吏員又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。

第10条 次の各号のいづれかに該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

(3) 第6条の規定による調査資料を提出せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

(照会及び連絡先)

にこれを使用し又は使用させてはならない。

表面

発給番号第 号	年 月 日交付
実 地 調 査 証	
職 名	氏 名
調査の名称	
職務期間	年 月 日から 年 月 日まで
調査目的	鳥取県知事

裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）

第6条 調査に従事する地方公共団体の吏員又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。

第10条 次の各号のいづれかに該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

(3) 第6条の規定による調査資料を提出せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。